

(1月 1日 ~ 12月31日)

就農後5年間の収支計画

項目	1年目 (H23年度)		2年目 (H24年度)		3年目 (H25年度)		4年目 (H26年度)		5年目 (H27年度)	
	いちご	合計	いちご	合計	いちご	合計	いちご	いちご増設	合計	合計
作付面積	20 a	20 a	20 a	20 a	20 a	20 a	20 a	10 a	30 a	30 a
単収	75 kg/a	75 kg/a	420 kg/a	420 kg/a	430 kg/a	430 kg/a	440 kg/a	75 kg/a	515 kg/a	460 kg/a
粗総生産量	1,500 kg	1,500 kg	8,400 kg	8,400 kg	8,600 kg	8,600 kg	8,800 kg	750 kg	9,550 kg	13,800 kg
取平均単価	1,000円	1,000円	919円	919円	919円	919円	919円	1,000円	925円	919円
粗生産額	1,500,000円	1,500,000円	7,719,600円	7,719,600円	7,903,400円	7,903,400円	8,087,200円	750,000円	8,837,200円	12,682,200円
雑収入	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
計	1,500,000円	1,500,000円	7,719,600円	7,719,600円	7,903,400円	7,903,400円	8,087,200円	750,000円	8,837,200円	12,682,200円
種苗費	42,000円	42,000円	42,000円	42,000円	42,000円	42,000円	42,000円	21,000円	63,000円	63,000円
肥料費	120,000円	120,000円	152,000円	152,000円	152,000円	152,000円	152,000円	76,000円	228,000円	228,000円
農薬費	100,000円	100,000円	296,000円	296,000円	296,000円	296,000円	296,000円	148,000円	444,000円	444,000円
飼料費	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
畜養費	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
家畜衛生費	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
諸材料費	400,000円	400,000円	400,000円	400,000円	400,000円	400,000円	400,000円	200,000円	600,000円	600,000円
小農具費	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	5,000円	15,000円	15,000円
修繕費	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	50,000円	150,000円	150,000円
動力光熱費	100,000円	100,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	150,000円	450,000円	450,000円
雇用労賃費	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	344,000円	344,000円	1,632,000円
水費	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
支払地代	75,000円	75,000円	75,000円	75,000円	75,000円	75,000円	75,000円	0円	75,000円	75,000円
賃料料金	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	0円	50,000円	50,000円
支払利子	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
減価償却費	1,470,000円	1,470,000円	1,961,000円	1,961,000円	1,929,000円	1,929,000円	1,929,000円	129,000円	2,058,000円	2,315,000円
育成費	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
出荷経費	284,000円	284,000円	1,593,000円	1,593,000円	1,630,000円	1,630,000円	1,678,000円	142,000円	1,820,000円	2,616,000円
雑費	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
計	2,751,000円	2,751,000円	4,979,000円	4,979,000円	4,984,000円	4,984,000円	5,032,000円	1,265,000円	6,297,000円	8,638,000円
農業所得	-1,251,000円	-1,251,000円	2,740,600円	2,740,600円	2,919,400円	2,919,400円	3,055,200円	-515,000円	2,540,200円	4,044,200円
所得率	-83.4%	-83.4%	35.5%	35.5%	36.9%	36.9%	37.8%	-68.7%	28.7%	31.9%

■記載上の留意事項

- 1 1の「(1) 将来の農業経営又は農業従事の態様の構想」は、就農に必要な農業技術等の習得、就農時における農業経営の目標等の位置付けや必要性が明らかになるよう、就農計画の作成時において構想している自らの将来の農業経営を記載する。(農業法人の雇用者及び農業経営を営む個人の世帯員(同居の親族)として農業に従事しようとする者(以下「農業法人の雇用者等」という。)にあっては、独立後の自らの農業経営又は農業法人等における農業従事の態様の構想について記載する。)
- 2 1の「(1) 申請時の就農先の経営概況」は、申請時(就農前)の就農先の経営全体の概況を記入する。
- 3 1の「(3) 就農時における目標」では、
 - ア 就農予定地については、市町村名を記入する。
 - イ 就農・経営形態については、自営による個人経営、親の経営とは別の部門経営、リース農場による個人経営、農業法人等の構成員、農業法人等の雇用者等を記載する。
 - ウ 「経営規模」の欄以下の欄については、就農時と経営開始後おおむね5年間に達成すべき農業経営及び農業労働力の目標について記載する。
 - エ 経営規模については、賃借、作業受委託等による場合は、その旨記載する。
 - オ 農業労働力については、申請者本人については必ず記載することとし、その他の従事者については参考として記載する。
 - カ 農業法人等の雇用者等にあっては、(2)の「経営規模」以下は記載する必要はない。ただし、農業労働力の欄は、申請者本人については必ず記載する。
- 4 2の「(1) 過去の農業教育・研修経歴」では、
 - ア 学校教育・施設研修については、農業高校、農業者研修教育施設(県農業大学校)、民間研修教育施設等における教育・研修を記載する。
 - イ 農家等実務研修・農業法人等における農業従事については、農家等における実務研修経験者は、研修先等の名称には、研修先の農家氏名等とともに、その研修先の紹介機関(例:農業振興事務所、(社)国際農業者交流協会等)があれば、併せて記載する。現に農業法人等の従業員として農業に従事している者は、研修先等の名称には、農業法人等名を、研修等内容には、仕事内容、取扱作物等を記載する。
また、所在地については、海外研修にあっては、国名を記載する。
- 5 2の「(2) 研修計画」は、①②③のうち、該当する研修先について記入する。(複数記入可能。)
- 6 2の「(2) ①県農業大学校等による研修の場合」では、名称は〇〇県農業大学校等の具体的名称を記載する。また、研修教育内容は、研修しようとする作目、技術、経営等を具体的に記載する。
- 7 2の「(2) ②農家等による研修の場合」では、上記の4のイと同様に記載する。
- 8 2の「(2) ③普及指導員等による研修の場合」では、研修先が実家の場合にあっては、指導機関等の名称にその旨を併せて記載する。
- 9 2の「(3) 就農準備計画」については、就農先調査、資格取得、就農地への転居等の別にそれぞれ内容を記載する。
- 10 3の「(1) 経営開始のための事業計画」では、機械・施設の導入、リース農場の利用、農用地の購入・賃借等について、内容を記載する。なお、農業法人の雇用者等にあっては本欄は記載する必要はない。
- 11 3の「(2) 資金調達計画」のうち「経営開始」は、農業法人等の雇用者等にあっては記載する必要はない。
- 12 4の「(1) 経歴」は就農計画の作成者となり得る経歴を記載する。
- 13 4の「(2) 知識及び技能の内容」は、(1)の経歴に掲げた職務内容で得た知識及び技能で農業経営に活用できるものについて記載する。
- 14 5の「(1) 研修を兼ねた農業関連事業等従事計画」は、青年が県農業大学校等や先進農家等での研修終了後引き続き研修を兼ねて農業関連の試験研究又は事業等に従事する場合に記載することとし、「関連事業等従事で習得しようとする技術等」は、農業関連事業等従事によって得ようとする技術、経営方法を記載すること。
- 15 5の「(2) 学卒就農、Uターン就農、新規参入の別」は、該当するものを記入する。
- 16 5の「(3) 農地の取得状況」は、就農計画を実行するために新たに農地取得が必要な場合のみ、該当するものを記入する。
- 17 5の「(4) その他」では、関係団体による就農支援活動の活用等について記載する。